

公益財団法人日本女性学習財団

定 款

昭和16年3月3日 財団法人設立許可
平成23年4月1日 公益財団法人設立

公益財団法人 日本女性学習財団定款

第一章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本女性学習財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、男女共同参画社会の形成に資する生涯学習及び次世代育成の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 女性の生涯学習及び次世代育成に関する研究、調査の実施
- (2) 女性の生涯学習及び次世代育成に関する人材育成事業
- (3) 女性の生涯学習及び次世代育成に関する情報の提供
- (4) 生涯学習及び次世代育成関係諸団体との連携及び支援
- (5) 日本女子会館建物の賃貸事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都及び他の道府県で行う。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用維持・向上に努めるものとする。

第三章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、別表に表示した財産及びこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産は、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その他の用途については、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第14条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益社団・財団法人認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第58条第1項第10号の書類に記載するものとする。

第四章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員8名以上13名以内を置く。

2 評議員のうち1名を評議員長とする。

(選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、別に定める評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会の委員は、評議員2名、監事1名及び外部委員2名とし、外部委員は以下のいずれに

も該当しない者から選任する。

- (1) この法人又は関係団体（主要な取引先及び重要な利害関係者を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者になったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等以内の親族及び使用人（過去に使用人であった者を含む。）でない者
- 3 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 4 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 5 評議員長は、評議員会において選任する。
- 6 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 7 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

（権限）

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、辞任又は任期満了においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第19条 評議員は無報酬とする。ただし、職務執行の対価として各年度の総額が80万円を超えない範囲で、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程にもとづき報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

（構成及び権限等）

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(9) 前各号に定めるほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 23 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(評議員会の招集等)

第 22 条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 23 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 24 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当る。

(定足数)

第 25 条 評議員会は、議決に加わることのできる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 26 条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 27 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 30 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第五章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第31条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上13名以内
(うち理事長1名、常務理事1名とする。)
- (2) 監事 2名
(役員を選任等)

第32条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は、理事長に、業務執行理事は、常務理事に就任する。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定等に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 35 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の
終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の
時までとし、再任を妨げない。

3 役員は第 31 条で定めた役員の員数が欠けた場合は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任され
た者が就任するまでは、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 36 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監
事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければな
らない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

(役員等の報酬)

第 37 条 役員は無報酬とする。ただし、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関す
る規程による。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第 38 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の
承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事と
の利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければなら
ない。

3 前 2 項の取扱いについては、別に定める理事会運営規則によるものとする。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第 39 条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の損害賠
償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定
める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等（外部理事、外部監事）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要
件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償
責任の限度額は、同法 113 条の定める最低責任限度額とする。

第 2 節 理事会

(理事会の設置)

第 40 条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限等)

第 41 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）
- (6) 第39条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
（理事会の種類及び開催等）

第42条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第34条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき
（理事会の招集）

第43条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号により理事が、前条第3項第4号後段により監事が理事会を招集する。

3 理事長は前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の定足数）

第45条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

（決議）

第46条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

（決議の省略）

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案

を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 48 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 33 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第 49 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 50 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第六章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を得て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 4 条第 1 項に規定する公益目的事業及び第 16 条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 54 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については、変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の議決を経て、第 3 条に規定する目的、第 4 条第 1 項に規定する公益目的事業及び第 16 条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 52 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由その他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 54 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は、合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 か月以内に、評議員会の決議によりこの法人の目的に類似する目的を有する他の公益法人等又は国若しくは地方公共団体又は公益社団・財団法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 55 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人の目的と類似する目的を有する他の公益法人等又は国若しくは地方公共団体又は公益社団・財団法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第七章 委員会

(委員会)

第 56 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第八章 事務局

(事務局)

第 57 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第九章 情報公開

(備付け帳簿及び書類)

第 58 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関（理事会、評議員会）の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の公開及び閲覧については、法令の定めによるほか、第 59 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

(情報公開)

第 59 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 60 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 61 条 この法人の公告は電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第十章 補 則

(委任)

第 62 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 稲葉 昭英 大野 曜 亀田 温子 清水 正江 菅原 政壽
高井 正 中澤 智恵 中村 香 西川 正 深澤 純子
福沢 恵子 三輪 建二
監事 齊藤 誠 谷田(大橋)玲子

4 この法人の最初の代表理事は、大野 曜、業務執行理事は、菅原政壽とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

足立 則夫 Anne McDonald(あん・まくどなるど) 飯島(内藤)和美 五十川隆夫
門脇 厚司 汐見 稔幸 白石ルース 高橋 衛 高橋(今井)通子
村田 晶子 横井千香子 渡邊 嘉子 北城格太郎

別表 基本財産 (第7条関係)

財産種別	場 所・物 量 等
土 地	東京都港区芝公園2丁目209番1 宅地 1262.07m ²